

佐賀県訓令甲第 1 号

本庁

佐賀県本庁決裁等規程（平成 16 年佐賀県訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 3 月 25 日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第 3（第 3 条、第 4 条関係）					別表第 3（第 3 条、第 4 条関係）				
所属名	事務の種類	知事の決裁 を受けるべ き事務	本部長 専決事 務	課長専決事務	所属名	事務の種類	知事の決裁 を受けるべ き事務	本部長 専決事 務	課長専決事務
略					略				
職員課	<u>職員記章及 び身分証に 関する事務</u>			<u>職員の徽章及び 身分証明書 の交付に 関すること</u>	職員課	<u>身分証に 関する 事務</u>			<u>身分証明書の 交付に 関すること</u>
略					略				

附 則

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。